

8 建住第 173 号
令和 8 年（2026 年）5 月 26 日

長野県住宅審議会
会長 武者 忠彦 様

長野県知事 阿部 守一

長野県住生活基本計画の変更に当たっての基本的な考え方
について（諮問）

最近の社会経済情勢の変化を踏まえ、住宅施策の総合的な展開を図るため、長野県住生活基本計画を変更したいので、長野県附属機関条例に基づき、その基本的な考え方について貴審議会の意見を求めます。

(趣旨説明)

県では、令和3年度に3度目の見直しを行った長野県住生活基本計画に基づき、「育まれた資源を次世代に継ぎ、持続可能な地域共生社会をめざして」を基本理念に、住宅施策を実施してまいりました。

その後、コロナ禍がオンライン社会の急拡大へとつながり、生活の利便性が飛躍的に向上した一方、少子化・高齢化に伴う人手不足が深刻となり、社会インフラや生活サービスの維持が大きな課題となっています。また、物価やエネルギー価格の上昇は歴史的な高水準となり、日常生活をはじめ、私たちの住まい方、暮らし方にも多大な影響を及ぼしています。

また、県においては、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に長野県地震防災対策強化アクションプランを定め、地震対策の充実・強化を図るとともに、令和7年度には長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しを行い、脱炭素化の取組を強化するなど、時代に即した施策を進めているところです。

さらに、国の住宅施策においては、令和8年3月に「住生活基本計画（全国計画）」が見直されました。新たな計画では、将来の人口・世帯数の推計や戦後の住宅施策の変遷を踏まえ、2050年における住生活の姿を描き、これを中長期的な目標と捉えて、「住まうヒト」、「住まうモノ」、「住まいを支えるプレイヤー」の3つの視点と11の目標、施策の方向性が示されています。

そこで、本県においても、社会経済情勢の変化に的確に対応し、今後を見通した住宅施策を展開するため、現行の「長野県住生活基本計画」を見直し、新たに令和8年度から令和17年度までを計画期間とする計画へ変更することとしました。

ついては、今後の県の住宅行政の基礎となる「長野県住生活基本計画」を変更するに当たり、その基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。